

令和4年2月10日

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

まん延防止等重点措置期間中の保育所等の対応について（依頼）

政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日までとされました。

保育所等の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所いたします。

一方で、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症は、横浜市内でも急速な感染の拡大が続いています。

市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も増加しており、引き続き、これまで以上の感染防止対策が必要な状況です。

これを踏まえ、本市では、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことを令和4年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続するお願いをいたしました。

保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所等をお休みいただき、必要最小限の利用をお願いしています。

また、子どもに、当日だけでなく前日に発熱があった場合や子どもの体調にいつもと異なる様子が見られる場合には、保育所等をお休みするよう、保護者に改めてお願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段のご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のに向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、ご配慮いただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564